

会 務 月 報

第433号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成31年3月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成31年3月7日（木）
13:30～16:25
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数13名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 佐々木宏幸
副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、
児玉耕二、戸田和孝
専務理事 居谷献弥
常任理事 庄司雅美、白井 勇、西川英治、濱本泰久、
南 孝雄
事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課
長、千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、
吉田茂調査役
欠 席 者
常任理事 植村吉延
5. 議 長
佐々木宏幸会長より議長について諮り、伊藤光洋副会長を議長に選任した。
6. 議事録署名人
佐々木宏幸会長、伊藤光洋副会長
7. 議 事
(1) 協議事項

1) 平成31年度事業計画について

事務局より、資料1によって平成31年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、法制度対応、災害対策、景観・まちづくり、適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

協議の結果、資料1の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成31年度収支予算について

事務局より、資料2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成31年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

一般会計では、講演講習会収入・講演講習会費支出に、新規の「電磁的記録に関する講習会」実施の他、「既存住宅状況調査技術者講習」の実施及びテキスト更新並びにJAAF-MS Tを告示第98号に対応させるためのバージョンアップの予算等を計上した。

適合証明業務登録機関特別会計では、適合証明技術者の登録・更新のない年にあたり、追加・再登録者のみの対応となるため、前期からの繰越額と財政安定積立預金の取崩しでまかなう予算とした。

庄司常任理事より人件費支出について質問がなされ、居谷専務理事より、定期昇給及び休職者が4月に復帰することを見込んだ予算としているが、平成30年度で退職した契約職員については補充しない予定である旨回答がなされた。

その他、次の趣旨の発言がなされた。

(白井常任理事)

適合証明業務での収入と財政安定積立預金の取り崩し等で対処してきたが、今後の予算作成に当たっては、各委員会からの事業提案に基づいて積算すること等も必要ではないか。

(西川常任理事)

組織を横断的に考える委員会等が必要ではないか。事業収入の単位会との配分は適切か。

(佐々木会長)

予算や組織運営は、総務・財務委員会、会員増強検討WG及び基本問題検討特別委員会等でも検討していきたい。

(白井常任理事)

総務・財務委員長、会員増強検討WG主査として、単位の運営も含めこのような課題に取り組んでいく。

(庄司常任理事)

日事連への会費の見直しを議論してほしい。

協議の結果、資料2の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 平成31年度共同要望運動の実施について

南広報・渉外委員長より、資料3-1～3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成31年度の共同要望書は、広報・渉外委員会で単位会から提案された意見等を協議・検討した結果、昨年のものに以下の下線部を追加することとした。

1. 業務報酬基準に準拠した契約

(文章追加)

しかしながら、公共建築物の設計・工事監理の発注においては、価格競争入札により、著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の質の低下と建築士事務所所員の労働環境の悪化を招く恐れがあります。

2. 価格以外の要素を考慮した選定

(骨子追加)

・・・入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを採用し、その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力抑えるよう要望いたします。

・・・適正な価格による「最低制限価格」の設定・引き上げ等を実施されますよう強く要望いたします。

単位会の希望に応じて、①早期(4月から6月)または②通常期(7月以降)の2つの時期に実施できるよう、印刷物

と電子データ(PDF)を日事連で作成、提供する。

次の趣旨の発言がなされた。

(西川常任理事)

地方では、事務所協会単独で要望しても効果が上がらないため、士会等4団体で要望している。

日事連で作成した要望書を出せないで、日事連で印刷物を作成する必要はない。無駄なものは省くべき。

最低制限価格を上げることが大事だが、国が変わらないと地方自治体は変わらない。日事連マターとしてやっていきたい。

(佐々木会長)

都道府県によって事情が違いうし、日事連作成の要望書が必要としている単位会も多い。

(南広報・渉外委員長)

単位会へのアンケートでは、実施しないが9単位会、未定が3単位会、それ以外の34単位会は実施するとの回答であった。

(堂田副会長)

地方自治体に、最低制限価格の問題や我々建築設計業界・団体を認識してもらっただけでも、要望する意義がある。

(庄司常任理事)

地方自治体に対し、すぐには要望が実現しないにしても、言い続けることが大事である。

協議の結果、資料3-3の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

4) 第43回建築士事務所全国大会(福島大会)の実施要領について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

福島大会は、大会テーマを『七転び・八起き』～福島からのメッセージ～、大会スローガンを『震災から再生、そして飛躍へ!』として、10月4日を中心にとうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)及びクーラクーリアを会場として開催する。

1人当たりの大会参加費は4,000円、パーティ参加費は12,000円、収支予算額は3,850万円である。また、大会式典前日3日午後には、クラクリアンテで青年話創会を開催する。

協議の結果、資料4の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

5) 3月通常理事会の議題等について

事務局より、資料5によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料5を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 青年話創会2018(東京開催)報告書について

白井総務・財務委員長及び事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年11月の常任理事会及び理事会で青年和創会の実施結果について報告したが、その後、企画運営部会において報告書が作成されたので今般提出した。3月通常理事会にも提出し報告する。

西川常任理事より、青年話創会の規約はあるのかとの質問がなされ、事務局より、開催ごとに青年WGや企画運営部会等で検討し実施してきた。単位会の青年部会等では規約があるかもしれないとの回答がなされた。

2) 建築士資格に係る実務経験の見直しについて

児玉副会長及び居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年12月の改正建築士法の成立・公布を受け、国交省では建築士資格に係る実務経験の要件について、検討会を設置し見直しているところであるが、その結果公表は夏頃の予定である。また、製図試験の受験要件に関し、学科試験の免除期間をできるだけ長くする等、三会から建築指導課長宛てに要望する予定である。

3) 新業務報酬基準の周知、普及等について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

新業務報酬基準の周知、普及等について、本会の会誌・ホームページには既に掲載し、3月下旬には国交省からパンフレットが配布される見込みである。2月には、全国主要9都市で国交省委託事業として無料の説明会が開催され、3月以降単位会の協力を得て、周知普及に向けた講習会を進めているところである。

新告示では、小・中規模建築物の略算表での業務量が、旧告示より低い等の指摘は認識しており、次の改正に向けて是正されるよう検討していく。

4) 官庁施設の設計業務等積算要領の改定について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

業務報酬基準の改正(告示第98号の制定)等を反映するとともに、官庁施設の設計業務等に係る実態調査結果に基づき算定方法を見直すなどの改定が実施された。具体的な係数等は、追加業務の業務量算定率が0.15から0.2、諸経費率が1.0から1.1、技術料等経費率が0.2から0.15となった。

5) CM方式(ピュア型)の制度的枠組に関する検討会について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

12月の第3回検討会では、CMRに求められる善管注意義務の範囲及びCM賠償責任保険制度のあり方について検討され、2月の第4回検討会では、CMRの選定方法、CMRの資格要件・実務要件等、CM業務報酬の積算の考え方及びCMRの制度上の位置づけについて検討された。次回の検討会では、これまでの検討結果を落とし込んだピュア型CMガイドライン案を作成し、標準約款等の中間取りまとめがなされる予定である。

6) 意匠法の改正案について

児玉副会長及び居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

新聞報道により、意匠法を改正し、物品に記録・表示されていない画像や建築物の外観・内装のデザインを新たに意匠

法の保護対象にすることを知り、その内容を法制度対応特別委員会のメンバーで特許庁の担当者から説明を受けた。この法改正がなされると、設計業務等を行うに当たり、既に類似のものが登録されていないか確認の手間がかかること等が危惧される。また、建築の専門家なしで検討されているので、フォローしていかなければならない。

西川常任理事より、登録要件を厳格にする等要望してはどうかとの発言がなされた。

7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案について

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

「パリ協定」の発効等を踏まえ、住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上を図るため、住宅・建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を盛り込んだ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」が、閣議決定された。その概要は以下のとおり。

オフィスビル等に対しては、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象に、延べ面積300㎡以上の規模のオフィスビル等を追加し、省エネ性能向上計画の認定（容積率特例）の対象に、複数の建築物の連携による取組が追加される。

マンション等に対しては、届出制度における所管行政庁による計画の審査を合理化し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督体制が強化される。

戸建住宅等に対しては、設計者である建築士から建築主に対して省エネ性能に関する説明を義務付ける制度の創設とトップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者が追加される。

8) 共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会の設置について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

レオパレス21が施工した共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっている事案の発生を踏まえ、専門的見地から、事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討し、国交省に対して提言することを目的として、学識経験者等からなる「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」が設置された。本会からは、舟幡理事が委員として参加する。

9) ブロック塀等の安全確保対策について

居谷専務理事より、資料14によってブロック塀等の安全確保にかかわる耐震改修促進法施行令等の改正及び関係助成制度等について説明がなされた。

10) 既存住宅状況調査講習考査委員会の委員について

事務局より、資料15によって次の趣旨の説明がなされた。

既存住宅状況調査講習考査委員会の委員の任期は、この3月末までだが、4月からの3年間は、東京会の渡辺猛委員から安藤欣也委員のみの変更となり、他は全員留任である。

11) ブロック協議会からの要望について

東海北陸ブロック協議会幹事会会長である西川常任理事より、資料16によって同ブロックから本会に宛てた要望書の説明がなされた。

12) 平成31年度の主な会議日程について

事務局より、資料17によって平成31年度の主な会議日程について説明がなされた。

13) 公益目的支出計画の実施完了について

事務局より、資料18によって内閣府より公益目的支出計画の実施完了確認書が交付されたとの説明がなされた。

14) 会員・構成員異動報告

資料19により、平成30年11月から平成31年1月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等が事務局より報告された。

15) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料20により報告がなされた。

16) 前回の常任理事会以降の経過報告について、事務局より資料21によって報告がなされた。

17) その他

佐々木会長より、4月に岐阜県建築士事務所協会会長を訪問する旨発言がなされた。

<配付資料>

- 資料1：平成31年度事業計画書（案）
- 資料2：平成31年度収支予算書（案）
- 資料3-1：平成31年度共同要望運動の実施について
- 資料3-2：共同要望書新旧対照表
- 資料3-3：要望書
- 資料4：第43回建築士事務所全国大会（福島大会）実施要領
- 資料5：平成31年3月通常理事会開催通知
- 資料6：青年話創会2018東京開催報告書
- 資料7：建築士資格に係る実務経験の見直し方針について
- 資料8：新業務報酬基準の周知、普及等について
- 資料9：官庁施設の設計業務等積算要領の改定概要
- 資料10：CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会の設置の趣旨他
- 資料11：特許法等の一部を改正する法律案の概要
- 資料12：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案
- 資料13：共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会の設置について他
- 資料14：耐震改修促進法施行令の改正について
- 資料15：既存住宅状況調査講習考査委員会の委員について
- 資料16：東海北陸ブロック協議会要望・意見書
- 資料17：平成31年度主な会議日程（案）
- 資料18：公益目的支出計画の実施完了の確認書
- 資料19：会員・構成員異動報告等
- 資料20：後援・協賛名義使用の件
- 資料21：経過報告

■第3回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成31年2月28日（木）13：30～15：30

場 所 日事連会議室（委員長、担当副会長、事務局）

所属単位会事務局等（副委員長、委員）

出席者 委員長 白井 勇

副委員長 植村吉延

委 員 原 行雄、栗原信幸、小林正澄、内田康博、
車田 聡、内田 要

担当副会長 児玉耕二

事務局 居谷専務理事、前田、伊東、松谷、永井

議 事

委員長より、議案3及び4については、議案1及び2の平成31年度の事業計画及び収支予算に係わるため、先に審議したい旨提案がなされ、特段異論がなく協議に入った。

（1）第43回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施要領について

事務局より、資料3によって、第43回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施要領について次のとおり概要説明がなされた。

大会テーマは“『七転び・八起き』～福島からのメッセージ～”、大会スローガンは“『震災から再生、そして飛躍へ！』”とし、10月4日を中心にとうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）等で開催する。大会行事は、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パーティの他、座談会を開催する予定としている。また、大会式典前日には青年話創会を開催する。大会参加費は4,000円/人、パーティ参加費は12,000円/人で、予算総額は3,850万円である。

委員等より次の質問がなされた。

・大会式典の参加人数を1,500名としているが、各単位会もしくはブロック協議会ごとの具体的な参加要請人数は決まっているのか。

→主管会である福島会が、単位会からの参加予定者数の調査を行う予定である。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(2) 青年話創会 2019 (福島大会) に係る経費負担について

事務局より、資料4によって、青年話創会 2019 (福島大会) に係る費用負担について次のとおり説明がなされた。

青年話創会 2019 (福島大会) に係る費用負担について、全国大会運営特別委員会からの指示により青年WGで協議し、以下の提案がなされた。

①青年話創会 2017 (和歌山大会) と同様に、青年話創会に係る費用は全額日事連負担すること。

②開催経費は和歌山大会を参考にし、企画・運営等の準備委員会 (福島会県北支部青年部が担当予定) に係る経費 (交通費等) も含め、予算は150万円とすること。

協議の結果、青年WGの提案のとおり平成31年度予算に含めることとした。

(3) 平成31年度事業計画 (案) について

事務局より、資料1によって、平成31年度事業計画について概要説明がなされた。従来の項目の他、日事連事務局のBCP (非常時の事業継続計画) 策定及び青年話創会の今後のあり方を加えている。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 平成31年度収支予算 (案) について

事務局より、資料2によって、平成31年度収支予算について概要説明がなされた。

委員等より次の意見等が出された。

・特に収支予算については、事前に検討する必要があるため、早めに送付してほしい。

・適合証明業務技術者登録事業は、隔年赤字になること、また、全国大会は31年度より毎年地方開催となり、日事連の負担金が毎年1,600万円発生するが、対応策は考えているのか。

→適合証明業務技術者登録事業については、有効期限の2年から3年への並びに登録料及び制度の見直しについて

検討が必要である。全国大会については、事業計画にあるとおり、経費の見直しも含め実施方法等今後のあり方を当委員会で検討していく予定である。

・隔年での赤字が続くといずれ繰越金が無くなり、会の運営に支障をきたすことにならないか。

→大事に至らないよう検討していきたい。

・財政状況の厳しい単位会に対する支援策等は考えているのか。

→会員増強検討WGにおいて、会員増強の取組みと合わせて、単位会の事業運営についても分析・検討していく予定である。

・調査研究費支出は前年度に比べて100万円減額されているが、事業内容等が変わるのか。

→過去の実績と全体のバランスを考慮した結果だが、アンケート以外の調査研究事業にも、充分対応できるとみている。

・会員の減少に伴い、収入が激減した場合、内部留保がどれくらいもつかシミュレーションしているのか。

→会員減少のシミュレーションは行ってこなかったが、中期的な収支計画、財政安定のための検討は必要と考える。

・建築士事務所協会は一般的に認知されておらず、存在感を示す必要がある。広報担当と連携するほか、対外的なPRとして、例えば出前授業を組織的に取り組めないか。

・事業計画、収支予算は、総務・財務委員会としてもっと早い段階から検討すべきと考える。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) BCP (緊急時企業存続計画または事業継続計画) について

災害対策特別委員である児玉担当副会長より、資料5によって、自社におけるBCPへの取り組みについて説明がなされた。

委員長等より次の発言がなされた。

・本委員会では、日事連及び単位会事務局における職員の

安全確保や安否確認等、またデータ管理や書類保管等について具体的な対策案を決定する必要がある。多くの単位会で、建築士事務所の登録事務を行っているため、災害時における取り決めや準備は必要である。

- ・各委員においても、公開されているBCPを閲覧する等、BCPに対する情報収集に出来るだけ努めてほしい。

協議の結果、単位会の実例を参考にし、日事連事務局の対応策の検討及び必要最低限の非常用品の備蓄等を進めていくこととした。

(6) 青年話創会2018（東京開催）報告書について

事務局より、資料6によって、青年話創会2018（東京開催）報告書について次のとおり概要説明がなされた。

本報告書は、青年話創会2018（東京開催）で行われた「同世代が抱えている問題と解決策について」、「これから活動と青年部会の必要性について」及び「ブロック活動で出来ることは？」の3つをテーマとしたテーブルディスカッションによる議論をとりまとめた他、参加者のアンケート結果、生の声等も掲載した。単位会に周知し、活用を促したい。

(7) 平成31年度の主な会議日程について

事務局より、資料7によって、平成31年度の主な会議日程について説明がなされた。

(8) 各WGの活動状況について

事務局より、資料8によって、建築士事務所の業務環境改善WG、青年WG及び会員増強検討WGの会議開催状況及び協議内容等について次の趣旨の説明がなされた。

①建築士事務所の業務環境改善WGでは、「次世代に向けた働き方改革」における長時間労働の是正問題、雇用問題及び業務環境について委員が役割を分担し、課題の整理等に当たっている。

②青年WGでは、青年話創会で浮き彫りになった「次世代問題」を中心に改善策・対応策及び福島大会後の青年話創会のあり方について協議検討する。

③会員増強検討WGでは、会員増強に取り組む他、単位会が抱えている問題を洗い出し、単位会及び日事連の

対応策を検討していく予定である。

委員等より次の意見等が出された。

- ・単位会では耐震関連業務が減少したこともあり、毎年赤字となっており、入会率の向上を図る必要がある。会員増強実績の先進県の事例を報告してもらい、情報交換が出来る機会があると良い。

(9) 公益目的支出計画の実施完了について

事務局より、資料9によって、公益目的支出計画の実施完了について報告がなされた。

委員会開催予定

5月21日（火）13：30～16：30（Web会議）

11月12日（火）13：30～16：30（Web会議）

（配布資料）

第2回議事概要

資料1：平成31年度事業計画書（案）

資料2：平成31年度収支予算について

資料2参考：平成31年度収支予算編成の主要事項（案）

資料3：第43回建築士事務所全国大会（福島大会）実施要領

資料4：青年話創会2019（福島大会）に係る経費負担について

資料5：久米設計の「BCP」への取り組み

資料5参考：日事連：災害対策の基本原則（案）

資料6：青年話創会2018（東京開催）報告書

資料7：平成31年度の主な会議日程

資料8：各WGの活動状況について

資料9：公益目的支出計画の実施完了の確認書

■第29回構造技術専門委員会議事概要

日時 平成31年2月7日（木）14：00～16：30

場所 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘

副委員長 鈴木正英

委員 仲山雅一、佐藤博昭、山浦晋弘

事務局 千浜、岡本、吉田

欠席者 委員 徳竹忠義、森田高市

【配付資料】

第28回 構造技術専門委員会議事概要

資料1-1 耐震改修促進法施行令等の改正について

資料1-2 ブロック塀に関するパンフレット

資料1-3 ブロック塀等の安全性確保に向けた行動指針

資料1-4 ブロック塀等の安全性確保に向けた取組みについて

資料2 設計図書の保存を巡る現状について

資料3 構造技術についての基礎知識の情報提供について

資料4 木造住宅の設計に関する原稿案

参考資料1 ブロック塀診断士の診断料について

参考資料2 県有施設におけるブロック塀等の緊急調査結果について（千葉県、宮城県）

議 事

議題1. 構造技術に関する諸状況について

○資料1-1～1-4により、耐震改修促進法の改正による、ブロック塀等の安全性確保に向けた取り組みについて、事務局より説明がなされた。以下が主な内容。

- ・耐震診断義務付け対象となっている緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、附属する塀についても、建築本体と同様に、耐震診断義務付けの対象となった。
- ・関係助成制度の住宅・建築物安全ストック形成事業として、耐震診断義務付け対象となる場合の耐震診断に対する補助金交付については国から1/2、地方から1/2交付、除却、建替えについては国から2/5、地方から2/5、民間から1/5交付される。
- ・ブロック塀の点検方法等が記載されたパンフレットが（施工業者用と所有者用）が作成される予定である。
- ・ブロック塀等の安全性確保に向けた行動指針として、設計者では設計されたブロック塀等は基準に適合したものである旨の情報を確実に提供することが示され、関連団体には相談窓口を設置し、対応する旨が示されている。

○資料1-4により、既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習が日本建築防災協会により開催された旨、説明がなされた。受講者

は2,110名であり、講習を終了した一級建築士、二級建築士、木造建築士、又はブロック塀診断士が耐震改修促進法施行令改正による義務付けに係る既存ブロック塀等の耐震診断に係る資格者として国土交通省より認定された。

○討議内容

・講習では鉄筋探査や破壊検査等の詳細な調査が必要という内容であり、現実的に厳しい内容であった。

・耐震診断の対象となる建築物に付属するブロック塀とはどのブロック塀を指すのか。

→緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の沿道面するブロック塀のみ対象としている。

・補助金対象となるブロック塀も沿道のもののみか。

→交付対象となるのは、地方公共団体が耐震改修促進計画等に位置づけた避難路（通学路を含む）沿道のブロック塀等である。

・学校のブロック塀に関しては調べているのか。

→公立の学校については調べられるが、私学の場合は許可が無いと調べられない。

・寺院などの塀には万年塀等が多く、ブロック塀よりも危ない塀があり、懸念している。

→万年塀も対象範囲に入っている。

・万年塀についてはJISで規定されている通り築造されていれば違反とならないため、対応が難しい。

・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の調査が終了している物件については、どう対応するのか。

→追加で調査が必要とのこと。

議題2. 設計図書の保存を巡る現状について

○資料2により、設計図書の保存をめぐる現状について説明がなされた。以下が主な内容。

・小規模な木造建築物に係る構造詳細図等については、保存義務の対象となっていないが、4号特例において構造基準への適合性確保責任を委ねられている建築士が、適合性を証明することが困難であることや、建築士が適切に責任を果たしていることを行政等がチェックするサンプル調査を実施する上での障害となっている等の問題があり、設計図書の保存義務範囲を拡大することで省令

改正が予定されている。

- ・公布予定は2019年7月頃を予定。施行予定は2020年4月。

○討議事項

- ・建築士によっては、確認申請図書の一部を省略してよいということを検討しなくてよいと勘違いしている建築士もいる。
- ・アンケートは壁量計算を行っている事務所を対象としているため、壁量計算を行っていない事務所を含めた割合が不明確となってしまう。

議題3. その他事項

○参考資料1により、ブロック塀診断士の診断料について事務局より説明がなされた。日本エクステリア建設業協会にて取得可能なブロック塀診断士の診断料が、耐震改修促進法にて依頼が見込まれるブロック塀診断士の参考になるのではないかとするもの。ブロック塀診断士が行っている診断は簡易的であり、新しい基準に示すような詳細な調査でないため、診断料の比較ができず、参考とすることができないとの意見が出された。

○参考資料2により、県有施設におけるブロック塀等の緊急調査結果を公表している千葉県と茨城県のデータについて、事務局より説明がなされた。千葉県では現行基準不適合かつ傾斜・亀裂が認められるブロック塀が約30%、茨城県では危険性が高いブロック塀を抽出し診断をした結果、除却・改修が必要なブロック塀が90%以上という結果であった。

○討議事項

- ・防火・準防火地域では門、塀を建築する場合に確認申請が必要となっているが、図面上では線のため、面積が発生しない。そのため、門・ブロック塀のみだと確認申請提出を指導していない現状がある。

議題4. 構造技術についての基本知識の情報提供について

○資料3により、佐藤委員から前回の委員会での議論を反映した会誌の事例解説原稿について説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・地域基準風速については、4号建築物では対象外のため削除。
- ・計算結果表内Y方向壁量充足率の値を、筋交い等の構造を変更しNG判定寸前の値に変更。

○討議内容

- ・P1, P2の図面内の文字が小さい。
- ・四分割法X方向のb範囲が異なる。
- ・P5表内の計算結果について、壁量係数部分等の計算結果が誤っていないか。もしくは計算式を記載すれば、建築基準法との比較もわかりやすいのではないか。
- ・P5のタイトルを、「品確法における検討」ではなく「品確法における耐震等級検討」にしてはどうか。
- ・P5下部の説明文について、基準法の文言と合わせて施主ではなく建築主にしてはどうか。
- ・P5の品確法等級検討表について、必要なデータ部分をマーキングしてはどうか。
- ・品確法における耐震等級の前に、これまでの説明が意匠設計者の現状の検討方法で、その検討方法が建築基準法における構造耐力を満たしていない旨を示し、以降が正確な検討方法であることを明記してはどうか。
- ・図面内で通り符号が示されていない図面については、主要な通りのみで良いので、通り符号を記載したほうがよいのではないか。
- ・品確法等級3であれば、特別なことをせずとも、条件を満たすことは可能である旨を明示してはどうか。

○資料4により、西委員長より、会誌の事例解説に関する原稿案について説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・タイトルを意匠設計者のための木造住宅設計の構造上の留意点と仮に題し、導入文にて4号特例の現状及び、意匠設計者が構造上の留意点を確認するメリットと確認すべき前提条件について述べる。3つの簡易な計算方法のうち、柱の柱頭・柱脚の接合方法（N値計算法）については、意匠設計には関係しないため、今回の原稿内容からは省くこととした。

○討議内容

- ・直下率については、仕様規定にはないのか。
→仕様規定にはない。
→東京会の建築構造設計指針では言及している。
- ・住宅品確法に対応した設計とすれば、図書を省略した場合でも、必ず仕様規定の検討が必要となるため、住宅品確法に対応した設

計をしてほしい。

- ・5の内容の力の流れに関する記述について、もう少しかみ砕いた表現としたほうがよいのではないか。
- ・3、4の内容については、まとめてよいのではないか。
- ・タイトルについて、現在漠然とした記載となっているので、明確に「意匠設計者のための在来木造住宅のプランに影響を及ぼす壁量計算と四分割法のポイント」等とし、サブタイトルとして4号特例の件に関する事項を追加した方がよいのではないか。
- ・8について、法の比較を行うため、「住宅性能表示制度」ではなく、「住宅品確法（住宅性能表示制度）」とした方がよいのではないか。

◇次回委員会

平成31年4月25日（木）14:00～16:30

（日事連会議室）予定

■第11回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

日 時 平成31年1月28日（月）14:30～16:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 栗田政明（埼玉会）

委 員 須田正美（千葉会）、安藤欽也（東京会）、
渡辺猛（東京会）、増田務（神奈川会）、
辻裕樹（大阪会）

事務局 居谷専務理事、千浜、野出、岡本、吉田

欠席者 委 員 戸井田秀明（埼玉会）、樋上雅博（大阪会）

【配付資料】

委員名簿

第10回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

資料1 H30講習会開催・受講状況

資料2 平成31年度の事業予定について

資料3 平成30年度の講習の収支状況（概算）及び31年度の収支予算（案）

資料4 国土交通省で行った修了者へのアンケート調査結果について

資料5 住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会

資料6 消費税率の引上げに伴う住宅取得支援策に関する対応について

参考1 「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」成果報告会の開催

参考2 平成29年度・30年度講習状況データ

議 事

1. 講習会の開催状況、応募状況について

○資料1により、今年度の既存住宅状況調査技術者講習会の開催状況について、事務局から説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・1月末時点で申込人数が1,053名、受講人数1,020名、講習修了者1,019名。

2. 平成31年度の事業予定について

○資料2により、平成31年度の事業予定案について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・開催日程は平成31年6月～8月、11月～翌1月の2つの期間を設定。

・消費税増税に伴い、増税分の値上げを実施（税抜き価格は変わらず）。

3. 平成30年度の講習の収支状況（概算）及び31年度の収支予算（案）

○資料3により、平成30年度の講習の収支状況（概算）及び31年度の収支予算（案）について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・平成31年度は32年度の登録更新に向けてテキストの改訂、チラシ・申込書の作成等の作業を開始。そのため、予算が増加し、収支が赤字となっている。

○協議事項

・赤字の計上で問題ないのか。

→平成32年度の準備としての費用が1千万円程度入っているため、問題ない。

・更新講習の概要は決まったのか。

→国土交通省でも方針が決定していないため、まだ決まっていない。

- ・実際の業務に繋がっていない現状で、今後の講習者は見込めるのか。
 - ・平成31年度はあまり見込めないが、32年度は更新講習を行うので、29年度の受講者数は見込めると思われる。
4. 国土交通省で行った修了者へのアンケート調査結果について
- 資料4により、国土交通省から依頼のあった、既存住宅状況調査技術者の修了者を対象としたアンケートの結果について、事務局より説明がなされた。以下が主な内容。
- ・既存住宅状況調査の実施件数について、前年度と比較して2倍程度と推計。
 - ・既存住宅状況調査の実施件数が増加した事業所（13.4%）が減少した事業所（4.4%）を上回った。ただし、実績なしが81.1%。
 - ・宅建業者におけるあっせん等の状況については、媒介契約件数のうち2割について、あっせんの希望があり、うち9割が実際に調査を実施。
- 新聞記事にもあるように、建物状況調査自体は普及していないのではないかという意見が出された。
5. 住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会について
- 資料5により、国土交通省で行われている住住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会の内容について、事務局より説明がなされた。既存住宅売買瑕疵保険の申込数は年々上昇傾向にあるが、事故率が高く不動産流通にそぐわない、費用対効果が見込めない等の阻害要因もある。
- 討議内容
- ・既存住宅売買瑕疵保険の申込件数の1万4千件の内、1万2千件が宅建業者販売タイプのものとなっている。
 - ・既存住宅売買瑕疵保険の保険事故発生状況は、宅建業者販売で0.933%と100戸に1戸程度の確率で発生し、個人間売買で2.523%と40戸に1戸程度の確立で事故が起きている状況である。このような状況を鑑みると、採算がとれているのか疑問である。
 - 国土交通省は瑕疵保険に対してなにか動いているのか。
 - 保険自体の見直しをしようとしている。
 - ・築年数別の流通量のデータはあるのか。
 - 現状ではない。
- ・空き家対策などで、インスペクションをつけてもらうなどの働きかけが必要。
6. 消費税率の引上げに伴う住宅取得支援策に関する対応について
- 資料6により、消費税の引き上げに伴う住宅取得支援策に関する対応について、事務局より説明がなされた。一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する仕組み等がある。
7. 「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」成果報告会の開催について
- 参考資料により、「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」成果報告会開催要項について、事務局より説明がなされた。日事連からは、須田委員と安藤委員が参加する。
8. その他
- ・既存住宅状況調査の講習会だけでなく、実務講習会が必要ではないか。
 - 埼玉会では実際の物件を利用して、講習会を行ったことがあるが、現状、業務がほとんど無いため、継続的な実施はない。
 - ・大阪府建築設計協会では、宅建業者等に既存住宅状況調査についての広告を掲載してもらっている。やはり業者を通しての依頼が多く、個人からの依頼は少ない。業務依頼を登録者に流すが、業務の実施方法がわからない等で、手を挙げる人が少ない状況である。
 - ・神奈川会では既存住宅状況調査のパンフレットを作成し、配布しており、大阪府建築設計協会と同様に制度の活用のための広報活動資料としている。内容は国土交通省承認済み。
 - ・他の講習会の冒頭等を利用し、周知活動を行う必要があるのではないか。
 - ・売主側へアプローチが多く、買主側へのアプローチが少ない。
 - ・日事連と宅建協会等、全国レベルの提携はできないか。
 - 地域で連携した方が良いのではないかな等ということもあり、当時は別で行うこととなった。
 - 宅建協会と一緒に行動すると、依頼料が安すぎる設定となってしまうこともある。

→現状がどうなっているか不明なため、宅建協会との協力を模索
していきたい。

次回委員会

- ・第12回委員会 4月15日（月）14：30～16：30
（委員会内容：テキスト、講習会開催予定の確認、既存住宅状況
調査技術者の現状、事業計画等）

■第2回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成31年2月26日（火）14：00～16：00
場 所 所属単位会事務局（Web会議にて参加する委員等・担
当副会長）
日事連会議室（委員長・事務局）
出席者 委員長 南孝雄
副委員長 小河節郎
委 員 堀井勝典、青山貴仁、櫻井哲男、岡野政治、
山田暁、樫本雅彦
担当副会長 戸田和孝
事務局：居谷専務理事、前田、鈴木、三浦、安藤

＜配付資料＞

- 資料1：新業務報酬基準の周知・普及等について
- 資料1－参考1：国交省HP
- 資料1－参考2：会誌「日事連」3月号 新業務報酬記事
- 資料2－1：平成31年度共同要望運動の実施について
- 資料2－2：業務報酬基準WGの意見を入れた共同要望書のたたき台
- 資料2－3：平成31年度共同要望に関する意見集計
- 資料2－4：共同要望項目外で出された意見
- 資料2－参考：共同要望運動の目的と平成30年度内容
- 資料3：平成31年度建築士事務所キャンペーン事業について
- 資料3－参考1：平成30年度建築士事務所キャンペーン事業について
- 資料3－参考2：平成30年度建築士事務所キャンペーン事業結果一覧
- 資料4：平成31年度日事連建築賞の募集について

資料5：平成30・31年度台割表

資料6：平成31年度事業計画（案）

議 事

1. 新業務報酬基準の周知・普及等について

事務局から、新業務報酬基準の周知等について以下の通り説明
がなされ、確認した。（資料1、資料1－参考1・2）

平成31年1月21日に告示第98号が公布・施行され、技術
的助言が発出された。

＜周知・普及について＞

- ・会誌『日事連』3月号掲載、日事連HPへリンク
- ・説明会およびDVD講義の開催

説明会：国交省委託事業、全国9カ所で開催

（主催）士会連合会（共催）日事連を含む6
団体

DVD講義：単位会で開催

居谷専務理事より、以下の補足説明があった。

- ・国交省委託事業の主権者に関して

説明会を年度内に実施する必要がある、期間が非常に短く
なっている。日事連も主権に手を挙げたが、国交省より事
務手続きの時間等を勘案して、すでに別途委託契約を行っ
ている士会連合会を主催として行いたいとの話があった。
形式上は士会連合会を主催として実施することとなった
が、検討に参加した7団体の共催ということになっている。

- ・業務報酬基準について

定期的に業務報酬基準の見直しを行う必要がある。業務報
酬基準WGにて、JAAF-MSTで業務実例を収集できるよう
にソフトの見直しを検討している。

2. 平成31年度共同要望運動の項目について

事務局から、平成31年度共同要望運動の項目について説明が
なされ、協議した。（資料2－1～4）

○新業務報酬基準について

業務報酬基準WGから意見があったため、平成30年度の共
同要望書をもとに2パターンの案を作成した。（案1：要望

項目１と２に分ける、案２：要望項目１に全て入れ込む)

＜委員等からの意見＞

- ・長野会では単位会独自の要望運動を行っている。その際、最低制限価格の引き上げではなく、具体的な数字（９０％以上）を提示している。共同要望書にも単なる引き上げではなく、具体的な数字を入れてはどうか。

※各会の状況

〔熊本会〕別紙に８５％以上と記載している

〔千葉会〕設計６団体で要望運動を行っており、８０％以上としている

〔三重会〕要望先に応じて数字を変えている（概ね８５％以上）

〔兵庫会〕数字は明確に提示していない

〔岡山会〕要望先によって状況が異なるため、要望書に明記するのではなく、持参した際に口頭で数字を伝えたり、最低制限価格の設定を要望している

〔宮崎会〕個別に８０％以上で要望している

⇒協議の結果、新業務報酬基準の内容については、案２の通り要望項目１に全て入れ込むこととした。また、最低制限価格の引き上げについては、単位会や要望先により状況が異なるため、具体的な数字を記載しないこととした。

○追加すべき項目について

大阪会より、入札登録時における申請様式等の全国統一化に関する意見が挙げられた。

＜委員等からの意見＞

- ・長野県では県で入札登録を行い、その結果に基づき市町村で指名入札を行っていることが多い。市町村には業者を審査できる専門家がいいる場合が多く、また入札に参加する業者にとっても申請手続きの手間が省けるため、双方にメリットがあると考えられる。

従って、申請手続きの全国統一化を要望していくことは意義があるのではないかな。

- ・入札登録窓口の一本化を都道府県単位で要望する分

には、要望先である都道府県も検討の余地はあると思うが、全国統一化の要望を都道府県に行っても対応できないと思われる。

⇒協議の結果、平成３１年度は追加を見送ることとした。

○修正すべき項目について

３．賠償責任保険への加入

＜委員等からの意見＞

- ・加入状況が低い場合、入札時の条件とすることは、あまり現実的ではないのではないかな。
- ・加入しておくことが大切なので、加入状況に関わらず要望していくべきである。
- ・加入事務所の一覧を県等へ提出して、入札時の基準にもらえるよう要望してはどうか。

⇒協議の結果、平成３１年度は平成３０年度の内容から変更しないものとし、再来年度の要望書作成に向けて次回委員会以降で引き続き協議・検討していくこととした。

加入者一覧の送付を希望する単位会は、日事連サービスへ依頼すれば、リストを提供してもらえるとのことである。

（居谷専務理事からの補足説明）

賠償責任保険を入札時の基準とする場合、発注者側は日事連の賠償責任保険の他に、士会連合会やＪＩＡの保険加入者リストも必要になると思われるが、日事連サービスでリスト化できるのは日事連で扱う賠償責任保険への加入者のみである。

その他、単位会から挙げられた意見を協議・検討した結果、以下の下線部を追加することとした。

１．業務報酬基準に準拠した契約

（文章追加）

しかしながら、公共建築物の設計・工事監理の発注においては、価格競争入札により、著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の質の

低下と建築士事務所所員の労働環境の悪化を招く恐れがあります。

2. 価格以外の要素を考慮した選定

(骨子追加)

・・・入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを採用し、その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力抑えるよう要望いたします。

・・・適正な価格による「最低制限価格」の設定・引き上げ等を実施されますよう強く要望いたします。

※二重下線部は委員会後に挙げられた委員からの意見により追加

3. 賠償責任保険への加入⇒平成30年度から修正なし

4. 建築CPD情報提供制度の活用⇒平成30年度から修正なし

上記に新業務報酬基準に関する内容を盛り込み修正することとした。後日、委員へ修正後の要望書を送信し再度内容を確認したうえで、3月の通常理事会へ提案することとした。

要望書のレイアウトは昨年同様とすることとし、レイアウト変更の要望があった徳島会に関しては、事務局よりPDFデータで表紙を削除して使用する旨を説明することとした。

要望項目外で出された意見については、正副会長会等に報告することとした。

3. 平成31年度建築士事務所キャンペーン事業について

事務局から、平成31年度建築士事務所キャンペーン事業について説明がなされ、協議した。(資料3、資料3ー参考1・2)

キャンペーンの趣旨について、来年度は例年の周知活動と併せて、新業務報酬基準の周知を図ることとしたい。また、全国共通テーマおよび配布資料についても検討していく必要がある。

協議の結果、キャンペーンの趣旨およびイベント運営等に新業務報酬基準を追加することとした。全国共通テーマは各委員で検討してもらい、次回の委員会にて決定することとした。配布資料については、平成31年度は平成30年度と同様に4種類の資料を活用するものとし、次回委員会以降で再来年度の配布資料を検

討することとした。

4. 平成31年度日事連建築賞の募集について

事務局から、平成31年度日事連建築賞の実施について説明がなされ、確認した。(資料4)

1月17日付で単位会へ募集要項等を送信し、実施依頼をした。募集広告を日事連ホームページへアップするとともに、会誌2～4月号に掲載する。選考スケジュールは例年通り実施する。

5. 会誌について

事務局から、会誌編集専門委員会の活動状況について説明がなされ、確認した。(資料5)

3月号では、建築まちづくりNEWSにて新業務報酬基準(告示第98号)を、目次には会員アンケートの案内を掲載する。

会誌では特集の他に「建築士の休日」や「美術館・博物館巡り」など連載記事への会員投稿を随時募集しているため、自身の所属する単位会へ働きかけを行い寄稿を促してもらいたい。

南委員長より、会誌編集専門委員会では会員寄稿を増やして会誌に興味を持ってもらえるようにさまざまな工夫をしているため、今後も協力して欲しいとの発言がなされた。

6. 平成31年度事業計画について

事務局より、平成31年度事業計画について説明がなされ、原案の通り承認された。(資料6)

7. その他

・日事連のパンフレットについて

現在、日事連を紹介するパンフレットが無いため作成している。表紙案として2案作成し、掲載内容に関してもこれまでのパンフレットから適宜修正する方向で検討している。

掲載内容等で意見がある場合は、3月6日(水)までに事務局へ連絡することとした。

・会誌の発行方法について

岡野委員より、電子データの提供を検討して欲しいとの意見があった。

⇒会誌の発行方法に関しては、単位会からさまざまな意見が挙げられているが、単位会ごとに差がでないようにする必要があるので、常任理事会等で協議・検討していく

必要がある。

・次回委員会開催日：5月8日（水）

14:00～16:00（Web会議）

■会誌編集専門委員会議事概要

日 時 平成31年3月13日（水）10:00～12:00

場 所 所属単位会事務局等（千葉会、静岡会、大阪会、岡山会、
熊本会の委員等）

日事連会議室（東京会・神奈川会の委員等、ジェイクリ
エイト、事務局）

出席者 委員長 小泉厚

副委員長 丸川眞太郎

委 員 宇塚幸生、鈴鹿美穂、須田正美、渋谷美樹、
三谷滋伸

広報・渉外委員長 南孝雄

オブザーバー ㈱ジェイクリエイト - 城市奈那

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、三浦、安藤

<配布資料>

資料1：4月号台割・表紙

資料2：5月号台割

資料3-1：福島大会関連の掲載（福島会）

資料3-2：BIM連載の開始について（BIMと情報環境W
G）

資料3-3：6月号台割

資料4：7月号台割

資料4-参考：草案 平城京遺構展示館（宇塚委員）

資料5-1：日事連 委員会からの依頼記事について

資料5-2：特集提案（宇塚委員・ジェイクリエイト）

参 考：平成31・30年度 年間台割表

議 事

1. 前回委員会以降発行の会誌（2・3月号）の掲載内容について
の意見交換

<2月号>

○特集について

・写真が大きく掲載しており、インパクトがあった。

・写真と併せて図面も掲載して欲しい。

・記事の内容が専門的になりすぎず、読みやすかった。

・新制度の概要がわかりやすくまとめたあった。

○その他連載記事等について

・「美術館・博物館巡り」は、コンセプトだけではなく建
物自体の魅力がわかるような説明も欲しかった。

・「日事連建築賞受賞事務所訪問」は、古民家を再生した
作品であったが、改修後の写真しか掲載されておらず、
再生していく過程がわからなかった。改修前後の写真が
あると良かった。

・「青年話創会レポート」は、単位会が興味を持っている
ため、今後も連載していけると良いのではないかな。単位
会からの報告だけではなく、特集を検討してはどうか。

・「住宅・省エネレポート」は、ZEHの正式名称を注釈
で入れた方が良かったのではないかな。

<3月号>

○特集について

・各美術館の施設情報（HPアドレス、開館時間、休館日
等）も併せて掲載したほうが良かったのではないかな。

・新しくできた美術館だけではなく、閉館する美術館もコ
ラムで取り上げたのは良かった。／コラムではなく、も
っとページを割いて掲載して欲しかった。

・会員寄稿は地域的な偏りがでてしまっているため、全国
の単位会会員から寄稿してもらえるような仕組み作りが
必要ではないかな。／誌面構成に統一感があり良かった。

・「美術館・博物館巡り」紹介マップは、日事連HPへ掲
載し、更にそこから過去の記事を閲覧できるようにする
などして、会員に活用してもらえると良いのではないかな。

○その他連載記事等について

・「建築まちづくりNEWS」で新業務報酬基準について
紹介しているが、会誌以外でも掲載している媒体はある
ため、他の媒体とは異なる切り口から取り上げたほうが
良かったのではないかな。

- ・「美術館・博物館巡り」は、建物の構造に関する説明があると、よりわかりやすかった。
- ・「日事連発信」は、富田理事の解説がわかりやすく読みやすかった。

2. 4月号の編集作業状況報告

ジェイクリエイトおよび事務局から、間もなく発行される4月号の編集内容について以下のとおり説明がなされ、確認した。

(資料1)

- ・特集は「建築でみる平成 ―デザイン・計画編―」まちづくりや都市計画の変化について専門家によるインタビュー記事を掲載するほか、会員寄稿(4件)および賞を受賞した作品を中心に年表形式で紹介する。
- ・表紙は「せんだいメディアテーク」
- ・連載として、「日事連建築賞受賞事務所訪問」は優秀賞を受賞したSALHAUS(陸前高田市立高田東中学校)、静岡会会員による「建築士の休日」、京都会会員による「単位会だより」、「青年話創会レポート」(愛媛会)、東京会会員による「美術館・博物館巡り」(南方熊楠記念館新館)等を掲載するほか、「日事連発信」にて定期講習の案内・BIMのアンケート協力依頼・第43回全国大会案内を掲載する。

3. 5月号の特集企画等の確認、検討

ジェイクリエイトおよび事務局から説明がなされ、協議した。

(資料2)

○5月号

- ・特集は「建築でみる平成 ―木構法・構造設計編―」木構法の変化、木材の調達、職人の育成に関するインタビュー記事を掲載するほか、構造設計の変遷について解説する。
- ・連載として、「日事連建築賞受賞事務所訪問」は優秀賞を受賞した大成建設(TSURUMI こどもホスピス)、神奈川会会員による「住宅・省エネレポート」、千葉会会員による「美術館・博物館巡り」(すみだ北斎美術館)等を掲載するほか、「日事連発信」にて全国大会概要を掲載予定。

<意見等>

- ・年表は1つ1つの作品があまり小さくならないようピックアップして掲載し、見やすくまとめて欲しい。

4. 6月号の特集企画等の確認、検討

事務局およびジェイクリエイトから説明がなされ、協議した。

(資料3-1~3)

- ・全国大会関連の記事について
4月号で大会の告知を行い、5月号にて概要を掲載、6~9月号で「福島の見どころ・食どころ」「訪ねてみたい街ガイド」「美術館・博物館巡り」等を福島会員の執筆により掲載していく。
- ・BIMの連載記事について(BIMと情報環境WG)
建築ジャーナリストの樋口一希氏の執筆により連載を開始する。樋口氏とはすでに打ち合わせを行っており、できる限り易しい内容とし、専門用語など難しい言葉には解説を入れることを依頼した。初回はBIMに関する基礎知識を掲載、以降は取材記事を中心に1年程度連載していく。
- ・第1特集は「万博の歴史」
万博の歴史や2025年大阪万博に向けて専門家による執筆記事を掲載予定。

<意見等>

- ・大阪会でも会誌『まちなみ』4月号で2025年大阪万博の特集を企画しており、現在作成しているところであるが、取材した限りでは現時点でまだ具体的に決まっていなかったことが多いため、具体化してきた段階(会場プランなどが決まった段階)で、再度取り上げて良いのではないかと。
⇒再度取り上げるのであれば、内容が重複しないよう配慮する必要がある。
- ・第2特集は「第43回建築士事務所全国大会(福島大会)」
- ・連載として、「日事連建築賞受賞事務所訪問」は優秀賞を受賞したエー・アール・ジー(たなばるの家)、神奈川会会員による「住宅・省エネレポート」等を掲載予定。

5. 7月号の特集企画等の確認、検討

ジェイクリエイトおよび事務局から説明がなされ、協議した。
(資料4)

○特集について

専門家による文化財制度の仕組みや意義に関するインタビュー記事を掲載するほか、国立西洋美術館が世界遺産になるまでの経緯について執筆記事を掲載予定。

協議の結果、以下の内容を決定した。

- ・タイトルは「活かされる文化財」
- ・内容は文化財の活用に焦点を当てることとし、インタビューでは文化財の活用例や改修事例といった切り口から話を聞く。
- ・会員寄稿のページを設け、文化財の活用例や自身が改修を手掛けた文化財を紹介する。

レイアウトは1人1ページとし、単位会へ依頼文を送付する際に、3月号「まちの小さなミュージアム」の会員寄稿ページも参考に添付する。

※原稿締切日：5月15日（水）

- ・会員寄稿の状況により、次回委員会にて特集内容を再度検討する。
- ・国立西洋美術館は今号での掲載を見送り、世界遺産の特集を別途企画する。

○連載等について

「日事連建築賞受賞事務所訪問」（平成30年度最終回）は、優秀賞を受賞した五井建築研究所（B's・行善寺）、BIM、神奈川会会員による「日事連フォーラム」等のほか、福島会会員による福島の見どころ等を掲載予定。「景観・まちづくり地域探訪」は京都会会員に寄稿を打診中。

6. 委員会からの連載企画について

事務局から説明がなされ、協議した。（資料5-1）

○構造技術専門委員会

掲載号：8・9月号（2～4ページ）

○災害対策特別委員会

連載開始時期：7月号希望（2～3ページ）、1年程度連載

予定

1回目は委員会メンバー等による鼎談を掲載し、その後は体験談等を交えながら連載していく。

協議の結果、上記の連載を掲載することとした。開始時期については、現在予定している7月号掲載記事と調整のうえ決定する。

7. 特集企画について

宇塚委員およびジェイクリエイトから説明がなされ、協議した。（資料5-2）

○祈りの空間（宇塚委員）

宗教建築の歴史について専門家による解説や、自身が手掛けた神社や教会等を会員投稿により紹介する。宗教色が前面にでないよう配慮する。

<意見等>

- ・テーマが幅広いため絞り込みが必要ではないか。

⇒現代の祈りの空間をテーマに絞り込んでどうか。

○建築装飾の魅力（ジェイクリエイト）

組子細工・鏝絵・欄間等、日本の建築装飾について取り上げる。

<意見等>

- ・襖絵、簾絵、格子、釘隠し等も取り上げてどうか。

協議の結果、以下の通り掲載することを決めた。

8月号 建築装飾の魅力

9月号 現代の祈りの空間

※11月号以降の特集は次回委員会にて決定

8. その他

- ・執筆者名のふりがなについて

顔写真を掲載している執筆者で、読み方が難しい場合はふりがなを付けることとし、今後、執筆者名・ふりがな・会社名・単位会名等のブロックで定型フォーマットの作成を検討していくこととした。

- ・次回日程 5月16日（木）15:00～17:00

日事連会議室

■第29回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成31年2月22日（金）10:30～12:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 佐々木宏幸

委 員 堂田重明、児玉耕二、戸田和孝、白井 勇、
宮原浩輔、八島英孝、居谷献弥

事務局 前田、千浜、吉田

欠席者 委 員 伊藤光洋、鈴木勇人

<配付資料>

第28回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1 建築士資格に係る実務経験の見直し方針について

資料2 新業務報酬基準の周知・普及について（案）

資料3 「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定概要

資料4 第4回CM方式制度的枠組みに係る検討タスクフォ
ース（TF）議事次第

資料5 意匠法改正案について

資料6 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
の一部を改正する法律案」を閣議決定

資料7 平成31年度事業計画 基本問題検討および法制度
対応に関すること

資料8 共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部
有識者委員会の設置

[議 事]

1. 建築士資格に係る実務経験の見直しについて

○居谷委員より資料1により建築士資格に係る実務経験の見直し
方針の検討状況について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・実務経験の見直し方針としては、第三者証明を実務を行った法人
による証明に限定するなどの審査の厳格化、厳密化、建築物の調
査・評価業務、基本計画策定に係る業務、大学での研究なども対
象業務として追加などを行う予定。
- ・実務経験の確認・審査の効率的な実施や申請者や証明者にわかり
やすい仕組みを確保するため、ポジティブリスト、ネガティブリ
ストを作成・公表する予定。

○次のような質疑を行った。

・対象実務のうち⑦建築教育・研究・開発の「全科目を担当可能」
の全科目とは何か。全科目担当することは可能か。

→建築士試験の全科目ということである。工業高校の教師等が対
象か。

・実務経験の証明が厳格化されるということは期間に余裕が出たた
めと思われる。

・Q&Aがないと疑問だらけになってしまう。

2. 業務報酬基準告示改正への対応について

○資料2、資料3により居谷委員より業務報酬基準告示の改正への
対応について説明された。おもな内容は以下の通り。

【周知・普及について】

・日事連では会報、HP等で周知。国土交通省の委託事業の説明会
が2、3月に開催される。

・小・中規模の建築物の略算表の業務量が低くなってしまっている
ことに留意する必要がある。共同要望書には入札に低減の抑制な
どを盛り込む予定。

・次の改定に向けた定期的な業務量の収集が必要となる。

【官庁施設の設計業務等積算要領の改定について】

・告示の改正及び実態調査の結果により積算要領の改定が行われ
た。

・諸経費率は告示改正に基づき1.0から1.1に、技術料等経費率
は実態調査結果に基づき0.2から0.15に改められた。

○次のような質疑を行った。

・技術者ランクの補正をしなかったことが業務量が低くなった原因
ではないか。

・告示15号の改正の時も同じだったが仮定業務量で救われていた。
早めに改定の要望した方がいいかもしれない。

・定期的な見直しが必要ということは報告書に書いてあるだけなの
で見直しの要望をしないと動かないかもしれない。告示15号の
ときも定期的な見直しとあったが10年経っての見直しとなった。

・PFIになると告示は関係ないか。

→PFIであっても設計料は問われる。告示によることになる。

3. CM方式検討会について

○資料4により居谷委員よりCM方式の制度的枠組みに関する検

討会での検討状況が説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・検討会には士会の委員が参加しており、方向性について他の二会の意見をとりまとめるため士会にタスクフォースを設けている。
- ・検討会の設置の趣旨は、小規模な地方公共団体などで設計や発注に係る発注者のマネジメントを補完する目的で発注者が利用しやすい仕組みを作ることを目的としている。
- ・直近の検討会では、CMRの業務執行権限、資格要件、実務要件などについて検討された。

○次のような意見交換を行った。

- ・CM業務を受注したら設計業務は受注できないということになるのか。
- ・透明性確保の必要性などの意見は出ていた。
- ・CM業務のあり方は多様である。国交省もケースバイケースであることは承知している。行政の発注方式の幅を広げたいということではないか。
- ・CM業務を受注したら設計業務が受注できないのであれば問題である。
- ・CMは単独の業務として成り立つのか。
→成り立つ。
- ・発注者支援の選択肢の一つと考えられる。
- ・ここで議論されているのはCMのごく一部。地方では何から何まで依頼される。利益が出るかどうかまで試算を依頼されることもある。
- ・ガイドラインが出ると国交省方式CMの時はガイドラインを使い、その他の時には別となるのではないか。

4. 意匠法改正案について

○居谷委員より資料5により意匠法改正案が今国会への提出を予定されており、意匠制度の登録対象に建築物を加える制度改正が予定されている旨、説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・現行の空間デザインの保護対象範囲では不動産は対象外であったが、建築物の外観や内装などの空間デザインについても保護対象に加えることとなる。
- ・意匠法が改正されたときの建築士事務所のデメリットとしては、設計等を行う場合に他者の意匠権等を侵害しないかについて調

査の負担が増加するなどの問題が考えられる。

○次のような意見交換を行った。

- ・法制度対応特別委員会で特許庁に説明を求めることにしている。
- ・この改正案を検討していた審議会に建築関係者がいない。建築の外観は公共性を持っている。反対のことをしようとしているのではないか。
- ・保護対象は具体的にはどのようなものとなるのか。
→ワーキングをつくって検討しているようである。

4. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案について

○居谷委員より資料6により建築物の消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された旨、説明された。戸建住宅等に係る省エネ性能に関する建築士の説明の義務づけについては、社整審建築環境部会では、説明に加えて改善点の提案まで行うことで省エネへの適合率を高めるということも出ていた旨、宮原委員より補足された。

5. 平成31年度の事業計画について

○事務局より資料7により平成31年度の事業計画について説明された。

基本問題検討特別委員会と法制度対応特別委員会では検討事項に重なる点も多いため両特別委員会の事業計画をまとめたが、両委員会は位置づけが違うという指摘があり、それぞれの事業計画は分けて記載することとした。

6. その他

○居谷委員より資料8によりレオパレス問題により共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会が設置された旨、説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっていた事案の発生を踏まえ、原因究明や再発防止策等について検討する。
- ・基礎ぐい問題の時と同様に工事監理ガイドラインへの追補を行うという形となりそうである。

○次回委員会の開催

平成31年5月20日（月）10:30～12:30

■第2回法制度対応特別委員会議事概要

日 時 平成31年2月22日（金）13:30～15:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 児玉耕二

委 員 栗原信幸、白井勇、宮原浩輔、西川英治

会 長 佐々木宏幸（特別出席）

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、伊東、松谷、永井

欠席者 委 員 黒木正郎、戸田和孝

議 事

（1）製図試験の受験要件の見直し等について

事務局より、資料1によって、製図試験の受験回数制限の見直し等について説明・報告がなされた。

委員等より、以下の発言等がなされた。

- ・回数制限について1回でも多くしてほしいとの意見があるため、日事連としては、少しでも期間を伸ばす、機会を増やすことを要望すべきではないか。5年5回が理想である。
- ・一級建築士試験では試験結果の開示を行っていないが、試験のどの箇所が間違っていたかを受験者に開示すれば、以後の試験対策につながるのではないか。
- ・一現状、製図試験合否判定結果通知でⅠ（合格）、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのランクは開示しているが、それ以上の個別の問い合わせには対応していない。
- ・本委員会としては、受験者に少しでも多くの機会を与えるという観点から、5年5回で国交省に要望したい。

（2）CM方式の制度に関する検討会について

事務局より、資料2によって次の説明がなされた。

CM方式については士会連が先行して検討しているが、三会の意見として、意見書のとおり5つの項目について提示しており、今後も三会で意見交換を続けながら要望を出していく予定である。

委員等より、以下の発言等がなされた。

- ・将来的には発注者支援は必要であるが、CCMJとの組み合わせが必要で一級建築士だけでは行えないというこ

とであれば、講習会を受講して資格を与える等、建築士事務所の業務として行うことができるようにしてほしい。

- ・建築関係のプロポーザルが広まっていない原因として、行政側のスケジュールとうまく噛み合わないこと、時間がかかることが挙げられる。CMRの選定、続く設計者の選定も公募型プロポーザルで選定というプロセスとなっており、単年度でまわせるのかという懸念がある。
- ・屋上屋を重ねることになりかねない。
- ・発注者側に建築の専門家がいけないという問題があるため、発注者支援が必要である。市町村等には建築の資格を持つ人がいない状況である。
- ・市町村等の依頼により、企画等の事前の仕事を設計事務所が代わって行っているが、最近は随意契約を行うのは難しい。図面だけ作成してほしいという依頼もある。まだ、知識、理解が不足しており、行政側もこの制度を理解して活用してほしい。
- ・タイムスケジュールも厳しく、本制度は基本的に複数年に渡る業務となることが想定される。

（3）意匠法改正案について

事務局より、資料3によって次の説明がなされた。

- ・特許庁による説明会を今後予定しており、その説明後に検討してほしい。
- ・国土交通省としては、今のところ特段の問題意識を持っていない。

委員長より、意匠法の対象に建築物を追加することであり、緊急の対応が必要であれば、メール等で協議したい、との発言があった。

（4）建築基本法及び建築士事務所法について

事務局及び委員長より、資料4によって次の説明がなされた。

- ・平成23年から建築法体系勉強会において建築基本法について検討を行った経緯があり、それを取りまとめたのが本資料である。
- ・事務所法という形では実らなかったが、10項目のうち8

項目は建築士法改正という形で実現している。「建築士事務所協会への強制加入」及び「開設者の責務」という2点について、まだ実現に至っておらず、本委員会にとって大きな課題であり、議論を進めていきたい。

委員等より、以下の発言等がなされた。

- ・建築基本法のあり方については、韓国において建築基本法が制定されたことを契機として、13団体によるコンソーシアムで議論したが、学会主導で意見がまとまらなかった。さらに、士会連が「建築士事務所法」というネーミングに強烈な拒否反応を示した。
- ・現在は、建築士事務所登録をしなければ、建築士以外の者が設計し、確認申請だけ建築士事務所に依頼するという方法が合法状態にある。
- ・建築士事務所協会への入会については、法人として当然の責務である。士会連及びJIAは個人としての団体であり、任意で三会いずれかに入会すればよい、ということとは意味合いが異なる。法人としては事務所協会に、建築士個人としては士会連もしくはJIAのどちらかに加入することを徹底すべきである。
- ・国交省としては、事務所の加入率30%を超えること、設計三会の共同提案であることを法制化の絶対条件としている。
- ・現時点で状況を精査、確認し直すことから始めるべきであろうが、基本法はしばらく棚上げとしたい。

(5) 平成31年度事業計画について

委員長より、資料5によって説明がなされた。

検討の結果、以下のとおり修正となった。

- ・基本問題検討に関すること
 - 3) 「各種外部会議」→「各種内外」
- ・法制度対応に関すること
 - 2) 「建築基本法」→「業法等」

次回委員会開催予定

5月21日(火) 10:00～12:00 (Web会議)
(配付資料)

資料1：製図試験の受験要件の見直し等について

資料2：CM方式の制度に関する検討会について

資料3：意匠法改正案について

資料4：建築基本法及び建築士事務所法について

資料5：平成31年度事業計画について

■第23回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日時 平成31年2月20日(水) 14:00～16:00

場所 所属単位会事務局(神奈川県・京都府・大阪府の委員)

日事連会議室(茨城県・東京府の委員等、事務局)

出席者 委員長 横須賀満夫 副委員長 福島賢哉

委員 米田正彦、小澤勝美、内田康博、入口嘉憲

事務局 三浦、安藤

欠席者 委員 戸張 隆

資料1： 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告資料

資料2： 「景観デザインレビューのススメ」ガイドンス

資料3： 連載「景観・まちづくり地域探訪」の掲載について

資料3-参考1：2018年12月号 明日香村での景観形成の
取り組みの紹介

資料3-参考2：「景観まちづくりワークショップ」(春日部
市)

資料3-参考3：連載「景観・まちづくり地域探訪」掲載一覧

資料4： 平成31年度事業計画

議 事

1. 景観形成・まちづくり推進協議会WG(以下 推進協議会WG) 報告

福島副委員長から資料1により、以下のとおり推進協議会WGの報告がなされた。

◇第3回推進協議会WG(10月11日開催)

○景観デザインレビューガイドンスについて

- ・JIA渋谷地域会(11月22日)、群馬県建築士会(関
プロまちづくり交流会/11月16日)、JIA関東甲信越
支部(平成31年1月～3月予定)にて開催する。

- ・長野県建築士会にて景観アドバイザー養成講座（9月19日）の中で景観デザインレビューのススメで1コマの講習を行った。

<推進協議会WG内の意見>

- 専門家と一般市民の視点が異なるためターゲットを絞り開催すべきではないか
- 各団体メンバーがガイダンスを受ける立場で勉強するべきである
- 建築関連団体が協力して実施するべきである等

○事例ヒアリング調査について（調査研究）

来年度以降に、景観協議で課題を抱える自治体等に対する協議支援につなげるため、景観協議を実践している鶴岡市に対し「コミュニティアーキテクトによる事前調整制度」等についてヒアリングを実施した。協議運用の要点を協議前、協議時、協議後の各ステップで整理し、協議の要点を把握することとしている。

2. 景観デザインレビューキャラバン・ガイダンス報告

福島副委員長から、戸張委員と参加したJ I A渋谷地域会のガイダンス（11月22日/東京会・渋谷支部共催）について報告がなされた。

主には以下の2点についての紹介・説明であった。

○イギリス CABIでのまちづくりの進め方について

○渋谷区での景観についての取り組みについて

渋谷区では景観法に基づき「景観計画」が策定され、新しく建物を計画する場合には景観協議が必要となり確認申請前にはA4 2枚ほどの概要説明書を提出することとなっている。区内の地域ごとに多少の自由度を持たせた規制がかけられていることから、行政側も規制について周知したいねらいがあったと思われる。建築士などの専門家が中心で一般市民はほぼ見当たらなかった。「景観デザインレビューのススメ」についての説明がもっとあり、設計者側と行政側双方に理解を深めた方が良かったように思われた。

《議事1と2に関する意見及び単位会・地域の情報交換》

内田委員：京都では看板を作るのにも地域のまちづくり委員

会に説明しなければならない地域もあり様々であるが、「景観デザインレビューのススメ」は計画案を作る側にも審査する側にも勉強するのに役立つと思う。

形や色など、数字・規制を守れば良いというわけではなく、意見を出し合い協議していくものである。本来学校教育の中でも必要である。

入口委員：推進協議会WGでのデザインレビューは現段階では啓蒙活動であり、まだ一般の方は参加しにくい状況であると思われる。京都には既に制度として取り組んでおり、京都の事例を参考にしていくと良いのではないかと。

大阪では、届出のみの場合、協議の場を設ける場合、設計者が協議の場に出席できない場合など、自治体によって様々であるが、このたび大阪府が景観整備機構の指定をすることとなり、大阪会も指定を受けた。大阪府にて制度を作り、市区町村に啓蒙していけば良いと思う。

堺市の世界遺産周辺のバッファゾーンについては景観計画が作成してある。今後は市民を巻き込んで景観デザインレビューを行い、それが制度化されると良いと思っている。

小澤委員：昨年相模原市より指定を受けた景観整備機構の次年度事業に向けた調査や、湯河原町から委託を受けた「安全なまち空間景観資源利活用調査事業」など、やるべきことが多く、「景観デザインレビューのススメ」の紹介はまだできてはいないが、今後行政・市民に紹介していく必要があるとは思っている。

福島副委員長：学校のカリキュラムにデザインレビューのような項目があると良いと思っている。

東京会は29支部あり、特に下町の方は防災意識が高く、防災や空き家問題等とからめて

景観への取り組みをしている支部がある。

米田委員：文京支部では景観審議委員会に委員を派遣しており、景観賞の選定にも関わっている。文京区は景観行政団体であり、建物を建てる前に申請を出してチェックを受けることとなっている。特に地区計画があるところには少し厳しいチェックがかかっている。

事務所協会としては、景観と建物・耐震・防災関係をリンクさせ、ハンドブックを作成し配布・周知を行っている。行政からの要請と景観をまぜながら啓蒙活動をしている。

<事務所協会らしいレビューガイダンス活動等について>

○実務団体であり、具体的な場で実践すること、その周知・情報提供ができると良い。

○他の地域の方の生の声が聞きたい。全国大会の中などで事例や意見交換ができると良い。

○景観に関する賞があると良い。

⇒個別の賞はないが日事連建築賞でも景観に対する配慮も審査している。

学生に対し卒業設計などに景観に配慮されているものに賞を与えられると、景観及び事務所協会に対するPRにもなる。（JIAと学会は学生に対する賞があるため学生の認知度が高い。）

<来年度の「景観デザインレビューガイダンス」開催検討状況について>

○埼玉会/神奈川会 働きかけは行っていくが、わからない。

○大阪会（入口委員）堺市で年度末くらいには実施できるのではないかな。

[福島副委員長]推進協議会WGへの報告として日事連として検討している旨報告しても良いかな。

⇒協力してもらえればありがたいが、日程や実施内容についての調整はできないかもしれない。

[福島副委員長]推進協議会WGでは、場所・チラシ・冊子の説明・紹介などで協力が可能と思われる。

引き続き情報提供をしてもらい、協力方法については可能な範囲とし、調整していくことで報告する。

3. 「景観・まちづくり地域探訪」連載について

事務局から資料3と資料3-参考1により『日事連』12月号に入口委員の「明日香村での景観形成の取り組みの紹介—住宅開発事業における明日香景観デザインレビューの活用—」を掲載したことと、今後の掲載記事としては、前回の委員会であげられた項目と、鳥取会会員に「水木しげるロードのリニューアルの取り組み」について打診中であることの報告がなされた。

その後、今後掲載可能な記事について以下が掲載できるとの提案があり、掲載号については事務局と調整し、できるだけ掲載していくことを確認した。

○[戸張委員（事務局報告）] 鴻巣市・川口市・春日部市等での取り組み等が掲載可能と思われる。

○[入口委員]「明日香村 景観レビュー委員会の活動その3」6～7月に街開きがあり、景観レビューアンケート/ヒアリングの報告ができる。また、7～8月に景観形成特定区域で、新庁舎建替及び星野リゾート進出のための景観と地区計画の決定があるため、それ以降で報告できる。景観的なことで規制誘導し、建築設計する事例の情報が提供できると思う。

○[内田委員] 歴史的景観の保全に関する具体的施策（重要な社寺から500m以内の景観レビューの実施等）が始まったところなので紹介できるのではないかなと思う。京都会から京都市景観委員を派遣しているため、その委員にいつ、どのような内容が出せるかを聞き調整する。

○[小沢委員]「安全なみち空間景観資源利活用調査事業」が今年度終了するためそのことを5月くらい、伊勢原市の再開発協議会への提案が5～6月以降、その他街歩きの紹介（湯河原・真鶴・大磯・横須賀・浦賀・川崎など）ができると思うので、年3回くらい情報提供ができそうである。

○[米田委員] 文京区では都市景観賞（景観創造賞・ふるさと景観賞・景観づくり活動賞・景観広告賞）が18年続いており、自身も係わっているためどのような作品が選ばれるのかを報告することはできる。

○[横須賀委員長] 本年4月に水戸が都市景観重点地区に指定されるため、行政主導ではあるが掲載は可能である。

4. 平成31年度事業計画について

事務局から資料4により平成31年度事業計画（案）の説明がなされ、今後検討すべきこととして委員会の前に委員から提案された意見として、「子供へのまちづくりの啓蒙」や「単位会への景観整備機構設立の啓蒙」があったことの報告がなされた。

「子供へのまちづくりの啓蒙」については福島副委員長より昨年版橋支部で小学生対象の出前授業を行い好評を得たこと、横須賀委員長より外国ではアーキテクトについて教えるが日本では教えることはなく、また、地元の建物（例えば弘道館など）について地元の子供たちは知らないことも多く、育成することは必要と思うとの意見が述べられた。また、米田委員より国の教育方針としてはアクティブラーニングの推奨がされており、文京支部では総合学習として中学生向けに2時限（1時限レクチャー、2時限ワークショップ）行っており、良い活動であるとの意見も述べられた。

協議の結果、今後「子供へのまちづくりの啓蒙」について、実際行うには難しいことが多くあることが予想されるが検討していくこととし、事業計画原案の「2. 景観・まちづくり活動を担う人材の育成、支援システムの検討」に「具体的」という言葉を付け加え、「2. 景観・まちづくり活動を担う人材の育成、具体的支援システムの検討」とし、了承された。

5. その他

次回委員会開催予定

5月28日（火）14:00～16:00（Web会議）

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成31年

- | | |
|-------|--|
| 4月18日 | 教育・情報委員会（Web会議） |
| 22日 | JAAF-MST維持管理WG |
| 23日 | 業務・技術委員会（Web会議） |
| 24日 | 建築士事務所の業務環境改善WG
（Web会議）
指導運営委員会（Web会議） |
| 25日 | 会員増強検討WG（Web会議）
構造技術専門委員会 |

令和元年

- | | |
|------|--------------------------------|
| 5月8日 | 広報・渉外委員会（Web会議） |
| 9日 | BIMと情報環境WG
災害対策特別委員会（Web会議） |
| 15日 | 青年WG（Web会議） |

平成31年3月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成31年3月1日～3月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,684事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録			賠償責任保険	
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 7	1,013	4,406	23.0 %	+ 1	269	26.6 %
青 森	- 3	175	953	18.4 %	+ 1	42	24.0 %
岩 手	- 3	262	943	27.8 %		68	26.0 %
宮 城	- 1	345	2,016	17.1 %	+ 1	75	21.7 %
秋 田		145	971	14.9 %		46	31.7 %
山 形	- 3	182	1,163	15.6 %		57	31.3 %
福 島	- 4	236	1,619	14.6 %		67	28.4 %
茨 城	- 1	482	2,010	24.0 %		161	33.4 %
栃 木	- 7	169	1,386	12.2 %	+ 1	84	49.7 %
群 馬	+ 3	195	1,717	11.4 %		93	47.7 %
埼 玉	- 7	489	4,884	10.0 %	+ 1	130	26.6 %
千 葉	- 4	380	3,456	11.0 %		113	29.7 %
東 京	+ 7	1,586	15,207	10.4 %	+ 16	577	36.4 %
神奈川	+ 5	775	6,135	12.6 %	+ 4	210	27.1 %
新 潟	- 7	309	2,308	13.4 %		136	44.0 %
長 野	- 2	416	2,150	19.3 %	+ 1	118	28.4 %
山 梨		110	844	13.0 %	+ 1	10	9.1 %
富 山	- 3	303	1,234	24.6 %	+ 3	63	20.8 %
石 川		305	1,301	23.4 %	+ 2	59	19.3 %
福 井	+ 1	223	970	23.0 %		54	24.2 %
静 岡	- 3	413	3,156	13.1 %		128	31.0 %
愛 知	- 7	551	5,118	10.8 %	+ 1	140	25.4 %
三 重	- 3	181	1,181	15.3 %		62	34.3 %
滋 賀	+ 2	187	1,157	16.2 %		35	18.7 %
京 都	+ 5	359	2,201	16.3 %		103	28.7 %
大 阪	- 1	811	6,478	12.5 %	+ 3	215	26.5 %
兵 庫	- 13	386	3,573	10.8 %	+ 2	108	28.0 %
奈 良	- 2	106	932	11.4 %	+ 1	23	21.7 %
和歌山	- 4	123	778	15.8 %	+ 1	26	21.1 %
鳥 取		106	484	21.9 %	+ 1	47	44.3 %
島 根	- 3	115	601	19.1 %	+ 2	63	54.8 %
岡 山	- 2	385	1,490	25.8 %	+ 2	69	17.9 %
広 島	- 2	347	2,341	14.8 %	+ 3	136	39.2 %
山 口	+ 1	113	1,062	10.6 %	+ 1	38	33.6 %
徳 島		108	851	12.7 %		14	13.0 %
香 川	- 3	92	1,094	8.4 %		18	19.6 %
愛 媛	+ 1	172	1,188	14.5 %		43	25.0 %
高 知	- 3	137	622	22.0 %		28	20.4 %
福 岡	- 5	461	3,662	12.6 %	+ 1	154	33.4 %
佐 賀	- 2	182	581	31.3 %	+ 1	40	22.0 %
長 崎	- 1	251	859	29.2 %		43	17.1 %
熊 本	- 2	225	1,401	16.1 %		101	44.9 %
大 分		159	903	17.6 %	+ 1	40	25.2 %
宮 崎	- 5	116	1,003	11.6 %	+ 1	52	44.8 %
鹿児島	- 4	308	1,243	24.8 %	+ 2	85	27.6 %
沖 縄	- 3	190	1,284	14.8 %		63	33.2 %
計	- 95	14,684	100,916	14.6 %	+ 55	4,306	29.3 %

※建築士事務所登録数は平成30年4月1日時点の数字である。